

第80回国民スポーツ大会セーリング競技会場等設計業務
プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、第80回国民スポーツ大会セーリング競技会場等設計業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名称

第80回国民スポーツ大会セーリング競技会場等設計業務

(2) 業務内容

第80回国民スポーツ大会セーリング競技会場等設計業務仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

3 提案限度額

3,747,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

(1) 公告

令和6年4月16日（火）から令和6年5月2日（木）まで

(2) 質疑提出

令和6年4月23日（火）午後5時まで

(3) 質疑回答

令和6年4月25日（木）市ホームページにて回答

(4) 参加申込

- 令和6年4月16日（火）から令和6年5月2日（木）まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (5) 参加資格審査の結果通知
令和6年5月8日（水）（予定）
- (6) 企画提案書等提出
令和6年5月9日（木）から令和6年5月22日（水）まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (7) 企画提案（プレゼンテーション及びヒアリング）
令和6年5月28日（火）（予定）
- (8) 審査結果通知
令和6年5月31日（金）（予定）

6 参加資格

《有資格者の場合》

- (1) むつ市指名競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (2) むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱（平成24年むつ市訓令甲第5号）による指名停止を受けていないこと。

《共通》

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げるおそれがないと認められるもの。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (7) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。
- (8) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までにおいて、元請けとして地

方公共団体又は地方公共団体実行委員会等が発注した国民体育大会（国民スポーツ大会）のセーリング競技に係る会場の設計業務若しくは設営業務の履行実績を有している者であること。

《有資格者ではない場合》

(9) 国税及び地方税について滞納がないこと。

7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書（様式第1号）により、電子メールで提出すること。なお、電子メールの送信にあたっては、件名を「第80回国民スポーツ大会セーリング競技会場等設計業務に関する質問」とし、必ず電話等で送信した旨を伝えること。
- (2) 提出期限 令和6年4月23日（火）午後5時まで
- (3) 提出先 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会事務局
（むつ市市民生活部国スポ・障スポ推進課内）
電子メール：kokuspo2026@city.mutsu.lg.jp
- (4) 回答方法 令和6年4月25日（木）質問者名等を伏せた形で市のホームページにより公表する。
- (5) その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受付しない。

8 参加申込手続

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）

イ 会社概要（様式第3号）

ウ 業務実績調書（様式第4号）

エ 誓約書（様式第5号）

《有資格者ではない場合（上記アからエまでの書類に加え、オからクまでの書類を提出すること）》

オ 法人事業者にあつては、商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

カ 財務諸表

- 申請日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書等
- キ 定款又は寄付行為（原本証明）
 - ク 納税証明書

国税、都道府県税及び市町村税の全てについて提出すること。

（むつ市分については、指定様式を使用のこと。）

- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、期限必着）で提出すること。
- (4) 提出期間 令和6年4月16日（火）から令和6年5月2日（木）まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (5) 提出先 〒035-8686
青森県むつ市中央一丁目8番1号
青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会事務局
（むつ市市民生活部国スポ・障スポ推進課内）

9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に書面により通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求められるものとする。

10 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類（全て任意様式）・必要部数

ア 企画提案書 ……正本1部、副本9部

- ・企画提案書の表紙（様式第6号）には、提案者名（企業名、代表者名等）を記載し、提案者が押印すること。ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとして、副本の表紙（様式第6号の1）には、提案者名が類推できる記載はしないこと。
- ・企画提案書には、提案者名及び提案者が特定できる表現を用いないこと。
- ・別紙仕様書をもとに、必要な事項を具体的に記載すること。また、提案書には、下記の内容を記載すること。

- ① 基本方針（業務実施に向けた基本的な考え方）
- ② 業務スケジュール

- ③ 業務の取り組み方（設計業務の具体的な取り組み方）
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 会場配置計画
- ⑥ 動線・ゾーニング計画
- ⑦ 仕様書の別紙2「要検討事項」に対する企画提案

※その他PR及び独自提案がある場合は、添付可能とする。

イ 参考見積書 …… 1部

見積金額（消費税及び地方消費税額を含む）及び内訳金額を記載すること。

ウ ア及びイの電子データを格納したCD-RW又はDVD-RW …… 1枚

(2) 作成上の留意点

ア 提出書類はA4版とし、表紙、目次を除き下段余白にページ番号を付けて両面印刷とすること。印刷の色はカラー、白黒を問わない。

イ 縦型の場合は左綴じ、横型の場合は上綴じとすること。

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、期限必着）により提出すること。

(4) 提出期間 令和6年5月9日（木）から令和6年5月22日（水）まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 提出先 〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会事務局
（むつ市市民生活部国スポ・障スポ推進課内）

1.1 審査方法

(1) 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。

(2) 審査項目

ア 会場設計・設営業務実績

イ 基本方針

ウ 業務スケジュール

エ 業務の取り組み方

オ 業務実施体制

カ 会場配置計画、ゾーニング及び動線

- キ 仕様書の別紙2「要検討事項」に対する企画提案
- ク 取組姿勢（プレゼンテーション時）
- ケ 価格提案

1.2 審査結果

審査結果は、審査を受けたもの全員に対し、書面により通知する。

また、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

1.3 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出された全ての書類は返却しない。
- イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない。
- ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- エ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。
- オ 応募書類及び提案書類の著作権は、応募者に帰属する。しかしながら、市が採用する応募者の応募書類、提案書は市の業務上で必要な場合、無償で使用できるものとする。

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された提案限度額を超過した場合

(3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など、必要な

経費は全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、むつ市情報公開条例（平成10年むつ市条例第1号）の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼすおそれのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続において使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

1 4 問合せ先

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会

（むつ市市民生活部国スポ・障スポ推進課内） 担当 野口

〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

電 話 0175-22-1111（内線2484）

F A X 0175-22-5825

電子メール kokuspo2026@city.mutsu.lg.jp